

委員会提出議案第9号

就学援助制度の改善を求める決議

就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、学用品や通学用品の購入費、給食費、修学旅行費などの一部を援助する制度である。

市執行部においては、就学援助制度を広く周知する取組を実施しているとのことではあるが、認定率は政令指定都市の中では低い水準にある。

また、入学前にあらかじめ準備しなければならない新入学用品の購入に対する援助費は、現在、小・中学校の新1年生の保護者を対象として、第1学期末である7月に支給されている。直近の所得状況を、認定に反映させていることは理解できるが、制度の趣旨に鑑みても必ずしも適切な運用とは言い難い。

よって、市執行部においては、本制度のより一層の周知に努めるとともに、中学校進学を控えた児童の保護者に対しては、小学校第6学年時において、直近の所得状況等により就学援助の認定を行っている現状を踏まえ、保護者が必要とする時期に受給することができるよう、関係事務の見直しを行い、改善を図ることを強く求める。

以上、決議する。

平成28年10月21日提出

さいたま市議会文教委員会

委員長 松下 壮 一